

☆*****☆

ニッセイメール配信サービス（メルマガ）

【メルマガ内容】

DB基金（○） DB規約（○） DC （○）
厚年基金（ ） 会計基準（ ） その他 （ ）

【タイトル】 企業型DC・DBの規約変更手続きの簡素化について
（パブリックコメント）

☆*****☆

平素より当社社業につき格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省は2020年8月14日、「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令案」を公表し、パブリックコメント手続きに付しました（9月12日まで意見募集）。

今回の改正案の趣旨・内容は以下のとおりとされています。

<改正の趣旨>

- 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号。以下「改正法」という。）において、企業型DCにおける手続きの簡素化のため、企業型DCについてもDBと同様に、厚生労働大臣への届出を不要として問題ない規約変更については当該届出を要しないこととする。
- また、企業型DC及びDBに係る規約の軽微な変更や特に軽微な変更として厚生労働省令で定めるものの取扱いについても見直しを行い、更なる簡素化を図ることとする。

<改正の内容>

（1）企業型DCの規約変更について

○届出不要な規約変更事項として、以下の事項を規定する。

- ①企業型DCを実施する事業主の名称及び住所（市町村の名称の変更等に伴い

変更する場合に限る。)

- ②企業型DCが実施される事業所の名称及び住所（市町村の名称の変更等に伴い変更する場合に限る。）
- ③確定拠出年金運営管理機関の名称及び住所並びにその行う業務（名称又は住所の変更に限る。）

○また、以下の事項については、現行、規約を変更した場合、軽微な変更該当することとされているが、これを特に軽微な変更として厚生労働省令で定めるものに取り扱いを変える。

- ①事業年度に関する事項
- ②条項の移動等の規約内容の実質的な変更を伴わない事項

(2) DBの規約変更について

○(1)の改正に併せて、DBの規約変更についても以下のとおり簡素化を行う。

- ①財政再計算において対応後リスク充足額が財政悪化リスク相当額を上回ることとなり、これを上回らないようにリスク対応掛金額を減少させること又はリスク対応掛金額の拠出を終了させることに関する規約変更を行う場合は軽微な変更とする。
- ②条項の移動等の規約内容の実質的な変更を伴わない事項について、軽微な変更ではなく特に軽微な変更として厚生労働省令で定めるものとする。

また、施行期日等については、以下のとおりとされています。

- ・ 公布日：2020（令和2）年9月下旬（予定）
- ・ 施行日：改正法附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日（※）
※（改正法の）公布の日（2020年6月5日）から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日（2020年10月1日予定）

- 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令案に関する御意見募集（パブリックコメント）について

<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495200182&Mode=0>

～メルマガのバックナンバーを掲載しています～

<http://www.nenkin.nissay.co.jp/info/>

バックナンバーでは、過去の年金NEWS・メルマガに加え、マーケット情報等をご覧いただくことができます。

=====

日本生命保険相互会社

団体年金部

団体年金コンサルティング課

年金NEWS・基金照会窓口

T E L 03-5533-5572

F A X 03-5533-5228

E-mail kikinmadoguti@nissay.co.jp

日本-年基-202008-170-0289-D